

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタンプ

特集Ⅰ

5G 作業員を見守る ICT技術

センサーが現場で危険察知

目録ソリューションズ 銭高組ほか

特集Ⅱ

台風時の企業対応

安全な出退勤へシステム構築

リコー コニカミノルタジャパン

ニュース

安全確保へ十分な工期を

中建審 適正な基準作成し勧告

電子版はカラーでご覧になれます!!

電子版登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

安全衛生動画レポートも配信中です

2020

9 / 15

No.2362

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21
小澤社会保険労務士事務所
東京会
所長 小澤 昭

第315回

■ 災害のあらまし ■

不動産の管理・開発会社の店長や2店舗の統括責任者であったAが、会社代表Oらの3年間近くに及ぶ嫌がらせやいじめ、退職強要などによりうつ病を発病し、その後退職したもの。

■ 判断 ■

労働基準監督署は、このうつ病は業務上の事由によるものではないとし、業務外と判断。その後、本人がこの判断を不服とし不支給処分取消しを求めて裁判を行った。裁判所は「心理的負荷による精神障害の認定基準」に基づく審議の結果、業務起因性が認められるとして**業務上**となった。

■ 解説 ■

Aは不動産管理・開発会社の店長および2店舗の統括責任者であったが、4000万円を超える赤字を出してしまい、Oに対しこれ以上店長を続ける自信がなくなり「統括責任者の任を解いてもらいたい」と進言した。しかし、OはAを実際には解任しなかった。

Oは日ごろから社員に対し、業績管理のため会社指定手帳の使用を指導していたが、Aはその指導に反し使用していなかった。そのことについて、会社会議の席上、OはAを名指しで罵倒するとともに「社員の資格がない」と叱責していた。

Oは、Aが店長をしていた店舗について業績不振を理由に廃店することとし、これに伴いAを店長および統括責任者の地位から解任し、本社勤務を予定する内示を発出した。これに対して、Aは店舗の廃店および本社勤務に抵抗の意志を示し、Oとの面談において、上記店舗を廃店するのであれ

ば会社を退職し、また他社への就職する当
てがあるなどと述べた。しかし、Oは特段
Aの退職を慰留することもしなかった。

Oは永年勤続表彰者を選定する際、勤続
10年であるAを、退職の意志を表明した者
として表彰の対象から除外させた。その後、
Aは他の社員からの退職遺留の勧めに従い、
退職の申し出を撤回した。

また、会社会議においてOはAに対して、
「一度会社を退職すると言ったのであるか
ら、退職すべきだ。甘ったれた顔をしやがっ
て！」などと述べた。結局、Oは退職の申
し出の撤回を認めなかった。

Oはその後もAを退職させることはなく、
人事課長を介してAに対して本社に出勤
して業務に従事するよう電話で伝えたが、
Aは、店舗の廃店準備などを理由として本
社には出勤しなかった。このため、Oは本
社への出勤を命ずる正式な辞令を发出させ
た。

Aは、辞令に従い本社勤務を始めたが、
しばらくして、吐き気、のどの詰まった感
覚などの身体症状が出て、それ以後は抑う
つ感、集中力の低下、不眠、食欲不振など
の症状が出て、診察を受けた結果、うつ病
と診断された。休職となり、休職期間満了
により会社を退職した。

Aは、うつ病を発症した原因は、Oらに
よる嫌がらせやいじめ、退職強要によるも
のであるとして、休業補償給付不支給につ
いて、労働者災害保険審査官に対し審査請
求を行ったが棄却された。その後、労働保
険審査会に再審査請求を行ったがこれも棄
却された。これを不服として、国に対し労
災認定を求め提訴した。

裁判所は、「心理的負荷による精神障
害の認定基準」に基づき審議を行った。各
出来事の心理的負荷を全体的に評価するに



は、AがOから退職強要を受けたことの心
理的負荷の程度は「強」であるから、Aの
疾病発生前おおむね6か月間の業務による
心理的負荷の程度は「強」と認めるのが相
当であるとした。

仮にAがOから退職強要を受けたことの
心理的負荷の程度が「中」とどまるとし
ても、AがOとの間で店舗の廃店などをめ
ぐりトラブルが生じたことの心理的負荷の
程度は「中」、となり、それ以前にAがO
からの会社指定手帳の不使用について叱責
された心理的負荷の程度もいずれも「中」
となる。よって、Aの疾病発病前おおむ
ね6か月間に心理的負荷の程度が「中」で
ある出来事が複数生じており、その出来事
の数、各出来事の内容、各出来事の時間的
な近接の程度に照らすと、その全体評価は
「強」と認められるのが相当とした。

また、業務以外の心理的負荷や個体的要
因によって疾病を発病したと認めることは
できないと結論付けた。

以上により、業務上の疾病に当たる精神
障害を発病したものと認められ、Aの疾病
の業務起因性が認められ、Aの請求は受理
された。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp